

京都市児童福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第92号

京都市児童福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市児童福祉センター事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第4条児童相談所の款支援課の項第4号中「看護」を「監護」に改め、同条発達相談所の款発達相談課の項第11号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)